

—ポイント行政学—Q9、Q10、Q11

Q9：行政国家現象、職能国家現象、福祉国家現象に視点を据えた各々の行政学の特質について述べなさい。

行政国家現象を対象←行政学：権力分立原理—行政権優越化現象、民主制原理—官僚制、地方自治制原理—新中央集権化原理。価値規準は正当性・合法性・公平性。☆政治**制度学**

○**職能国家現象**←行政学：業務量・職員数・財政規模の膨張・拡大に注目。行政管理と行政改革のための行政学。「新公共管理」(NPM)の思潮と手法。価値規準は経済性・能率性。☆経営**管理学**

○**横割りの行政学**：行政府・各省全体の**総括管理機能**を担当する**官房系統組織**に対応→行政資源の膨張抑制と適正配分を志向。**管理学**に傾斜した行政学

●**福祉国家現象**←行政学：政策・サービスの主観的意図と客観的効果の妥当性に注目。価値規準は必要性・有効性・適応性。☆**政策学**

●**縦割りの行政学**：行政府の所掌事務を分掌している各省各局に対応する、特定領域での**管理学・政策学**→政策・サービスの拡充発展を志向 (**政策学**に傾斜した行政学)

「現代国家の政府の業務・サービスは人間社会の森羅万象にわたっている。行政活動はあらゆる知識と技術を総動員したものになっている。その知識は自然科学・社会科学・人文科学の全分野にわたっており、その技術もまた工学・社会工学を初め、医学・薬学・農学・法学・経済学・教育学・心理学等々の広汎な分野から調達されている。」

★**行政活動の現場への足場を築き、全行政活動の体系図を作成し、これを手引きに行政学の各論を積み上げよ！**

Q10：「分権・分離」型の中央・地方関係の特徴について述べなさい。

★**分権・分離型**：アングロ・サクソン系諸国：イギリス、英連邦諸国・アメリカ

分権型 [イギリスは国王と封建諸勢力との対立抗争弱→中央集権的な支配機構の整備不必要。府県の治安判事は無給の名誉職。アメリカは植民地総督による支配機構弱。郡の官職は直接公選]

☆国の地方下部機関が簡素で、地方下部機関が広域的自治体へ転化。警察権は市町村の所管事項

分離型：①制限列举方式＝自治体の事務・権限を個別に列举→その範囲を逸脱した行為は越権行為

②行政サービスは相互に分離された形で国民に提供→国の地方出先機関の設置

③「内政の総括官庁」なし→各省別に分立した縦割りルート

Q11：「集権・融合」型の中央・地方関係の特徴について述べなさい。

★**集権・融合型**：ヨーロッパ大陸系諸国：フランス、イタリア・スペイン・ポルトガル・ラテンアメリカ諸国、ドイツ・オーストリア・オランダ、北欧諸国

集権型 [フランスは封建諸勢力強。国王による人為的な地方行政区。「内政の総括官庁」としての内務省。県の所掌事務の大半は国の事務。県知事、副知事等は内務官僚団から。市町村の議会と長は公選だが、県の官選知事の行政監督下に。要するに地方自治の限定]

☆封建時代の地域区分の意図的解体。県は国の地方下部機構。国家警察の存在

融合型：①**概括授權方式**（概括例示方式）：「自治体は国の事務に属しないものを処理」（といった曖昧な表現で）、国と自治体の事務権限が整然とは区別されず→行政サービスが同一地域内で重複・競合
 ②国の各省の事務権限は**府県**（国の地方総合出先機関）**を通して執行**+国の事務権限の**執行を市町村又はその長に委任して執行させる**

地方自治体は、「自治体として自治事務を執行すると同時に、国の地方下部機構として国からの委任事務の執行にもあたるといふ、二重の役割を担わされてきた。」

③**内務省**の設置。**内務省→府県知事（官選の内務官僚）→市町村長、への監督・統制**

—「現在行政学」資料4—

■地域主権改革関連3法案

法案名	内容
地域主権推進一括法案	・内閣府の「 <u>地域主権戦略会議</u> 」を法制化。議長は首相 ・「 <u>義務付け・枠付け</u> 」の見直しで公営住宅の入居基準など41法律・96条の規制をゆるめる
「 <u>国と地方の協議の場</u> 」法案	・官房長官ら閣僚と、全国知事会など地方6団体の代表らで構成 ・議長は首相が指名。首相はいつでも出席し発言できる ・地方に関する事項を協議。構成員には結果の尊重義務
地方自治法改正案	・地方議会の議員定数の法定上限を撤廃 ・複数の自治体が共同して部・課などを設置可能に ・都道府県知事から総務相への予算・決算報告など8条項の <u>義務付け廃止</u>

(100408毎日)

「政府は3法案の成立後の6月中に、国が自治体に用途を指定する「ひも付き補助金」や、国の出先機関の整理統合などの方針を含めた「地域主権戦略大綱」を策定する」

「自公政権下で設置された「地方分権改革推進委員会（3月末で廃止）が勧告した384条項の（*都道府県から市町村への権限移譲についての）勧告に対し、各省が「実施する」と回答したのは26%の99条項。NPO法人の設立認証権限の都道府県から政令市への移管などにとどまり、大半は市町村の事務体制や職員の専門性不足を理由に「移譲が困難」とされたためだった」（100408毎日）

*都道府県から市町村への権限移譲の例として、
 ・電子レンジなど家庭用品販売業者への立ち入り検査については市にも追加（消費者庁）、
 ・薬局の開設許可については保健所の設置市に（厚生省）、
 ・土地区画整理事業（50%超）の都市化計画決定については市町村に（国交省）に、など

*義務づけの見直しについては、対象条項数892に対して勧告通り見直し（*各府省からの見直し回答）は466（2010年3月31日現在）→例えば、
 ・有料道路の料金変更に関する大臣許可を廃止（国土交通省）、
 ・公民館運営審議会委員の資格要件は市町村が条例で決定（文部科学省）、
 ・町村が福祉事務所を設置する際の知事同意を廃止（厚生労働省）

「一方、「義務づけ」の見直しは、わずかながら前進した。分権委は昨秋の第3次勧告で計892条項の廃止・緩和を提言。だが、鳩山政権が今国会に提出した地域主権推進一括法案に勧告通りに盛り込んだのは36条項だけ。今回の回答ではそれにいくらか積み増されるかが注目されたが、勧告対象の半数を超す466条項が見直されることになった」「昨秋の政権交代前、民主党は約4000条項の「義務づけ」の見直しを「最低目標としており、まだまだ先は遠い」（100401朝日）